

地域交通対策等特別委員長報告

地域交通対策等特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、交通環境の充実と移動環境の改善等、奈良県交通基本戦略に基づく交通施策の推進、及びリニア中央新幹線に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度の委員会においては、東日本大震災後のリニア中央新幹線建設促進の必要性や、奈良県交通基本戦略に基づく、安全で安心な移動手段の確保や来訪者をもてなす質の高い交通環境の創出及び奈良県安心歩行空間整備方針による歩道の整備の充実について議論が交わされました。

次に、八月三日には県内調査として、交通事業者の奈良交通株式会社における乗合バス事業の現状を、奈良県警察交通管制センターでは交通渋滞の緩和、交通事故防止などを目的とする交通管制システム等の状況を、さらに、王寺町周辺地域公共交通活性化協議会が、JR王寺駅改札口前に設置している、バス運行情報案内システムについて、調査を行ったところです。

次に、九月定例会においては、紀伊半島大水害による南部地域での交通ラインの早期復旧・復興、地域のバス交通確保対策、及び交通渋滞対策の面から整備された、奈良市中町駐車場の有効活用などについて質疑が行われたほか、紀伊半島大水害の影響も踏まえ、移動制約者

の顕在化、地域における公共交通の衰退等の課題に対応するため、生活交通の確保に関する条例制定についての調査の必要性について議論が交わされました。

次に、十一月定例会においては、リニア中央新幹線の費用対効果、安全性、文化財・景観への影響、自転車利用促進と走行の安全性の確保や環境整備、バス交通の確保対策などについて質疑が行われたほか、委員から奈良県の多様な地域特性に対応した移動の確保に関する条例制定の提案があり、議員提案による生活交通の確保に関する条例を制定した福岡市議会に対し、利害関係者との調整や行政の役割、住民の役割などを明示した背景及び効果等について調査することとしたところです。

次に、二月十五日には県外調査として、全国で初めて「健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動の保障」の理念を盛り込んだ生活交通の確保に関する条例を制定した福岡市議会におきまして、条例制定の背景などについて、調査を行ったほか、バス路線の休廃止に伴う代替交通の確保や地域が主体となった生活交通確保の取組に対する支援策等について質疑が行われました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として平成二十四年度当初予算案の説明を受け、さらに、バス交通対策、公共交通の活性化、交通死亡事故抑止対策等について質疑が行われたほか、福岡市の生活交通の確保に関する条例について、委員からは、福岡市は当該施策の直接の実施主体であること、地理的条件についても奈良県とは違いがあることなど条例を制定するうえでの課題があるものの、条例を制定

することによって県の施策を進める根拠規定になることなどの意見が出されました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、四点について、さらに要望するものがあります。

- 一 奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画を着実に推進し、道路整備及び交通アクセスの整備に努められたいこと。
- 一 安心歩行空間の整備に努められたいこと。
- 一 自転車利用の促進と走行の安全性を確保するため、環境整備と啓発に努められたいこと。

一 広域的な公共交通ネットワークの検討とコミュニティバスへの支援策の拡充について検討されたいこと。

なお、今後も生活交通確保に関する条例の制定に向けての検討、並びに交通環境の充実と移動環境の改善等奈良県交通基本戦略に基づく交通施策の推進及びリニア中央新幹線に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。